

予算と税金(その6)

戦時中の端野の農業

予算と税金の趣旨と若干異なりますが、予算と関連するため「戦時中※の」端野村の農業の一端を記します。

※ここでいう「戦時中」とは、昭和一二年(一九三七)七月七日に勃発した日中戦争の発端となつた盧溝橋事件から、昭和一六年(一九四一)一月八日、米英両国に対し宣戦の詔書を公布した大東亜戦争がポツダム宣言を受諾し終戦となつた昭和二〇年(一九四五)八月一五日までの期間を指します。

昭和一三年(一九三八)政府は「農地調整法」を施工し、戦時体制下に於ける食糧の確保と増産のために自作農の創設や小作権を保証する制度をつくりました。翌一四年(一九三九)四月には、「重要農林産物増産計画」を発表し、全国各市町村ごとの生産基準数量と増産数量を示しました。

この生産基準に示された北見地方の増産奨励作物は、水稻、麦類、大豆、えん麦(主に軍隊で使用する馬の飼料)、馬鈴薯、とうもろこし、亜麻(布地を作るため)、ビート等が位

置付けられました。

また、同一六年(一九四一)一月には、「臨時農地管理令」が公布され、政府が指定する不急不要作物の作付けを制限し、指定した作物を強制的に作付けすることを命令することができるようになりました。

さらに、政府が指定した作物(水稻、麦類、馬鈴薯、大豆等)を作付けした農地には、当分の間指定した作物以外は作付けできない「作付統制」へと移行しました。

また同時に、「農業生産統制令」を公布し、全国各市町村農会に対し、増産奨励作物の生産量の確保のために、離農を極力おさえ、農作業のための労働力の配分や農機具等の使用の仕方まで指示できる権限を付与し、食糧増産が強いられました。この政策により、その一つとして、農家の戸主が軍隊に出征している家庭への小中学生や各種学校生徒による「援農」が始まりました。

当時、北辺の農業が自然災害(低温、日照不足、降雨、風水害等)により、三年に一度は被害を受ける実態や、地力維持と収量の増産のために輪作体系を創り上げていましたが、戦時下の政策はこれらを無視したものでした。しかし「国策のために」と、農業者の方々、関係機関や団体の方々の血のにじむような努力と一致団結した中で目標達成に努めました。昭和一三年から同一九年(一九四四)までの端野村における増産目標の達成率について、村が村会に報告する「事務報告書」には、平年作の年は目標率を上回り、災害を受けた年にあっても平均し七割以上を達成したと記さ

れています。

このような戦時下における農業政策は、一に、農村人口の確保でした。

農村は、戦時下における兵力としての人材。また、食糧供給の人材の供給源であり、農村における人口を国内人口の四割を確保する政策でした。

二に、主要食糧の自給自足でした。日本が統治していた満州、台湾からの食糧を日本国内に移出できましたが、日中戦争以後には主要食糧の移出ができなくなり、日本国内で自給しなければならなくなったからでした。

「標準農村建設計画」の策定

昭和八年(一九三三)に、農村の振興と生産力の向上のために策定された「経済再生計画」(予算と税その4で記述)に代わって同一八年(一九四三)年に政府が打ち出した政策は「標準農村建設計画」でした。

この計画は、全国から推薦された六三八町村の中から三〇三町村(北海道は一八年において一町村、網走支庁管内では端野村と小清水村が指定され、一九年には上湧別村が指定)において、農村人口の増加を図るとともに食糧増産の国の要請に即応した「標準農村建設計画」を策定し、各種事業に取り組むものでした。

なお、指定町村には事業実施に要する費用の一部に対し補助制度と低利による融資制度がありました。

端野村では、役場、農会、産業組合、村議会、農事実行組合等による計画策定委員会を立ち上げ計画策定に取り組みました。
この計画の概要は次のとおりでした。

端野村標準農村建設計画概要

(自：昭和一八年 至：昭和二二年)

一、自作農創設維持事業

総耕地面積五五六五町歩(約)に対し、小作地二二二〇町歩を占めている小作農家の自作農化を図る。

二、土地改良(地力維持増進)事業

暗きよ排水事業 三四八町歩
明きよ排水事業 五六〇町歩
客土事業 一三七町歩

自給肥料(堆厩肥・緑肥等)増産
九六四万九八五〇貫

三、農道新設改良

八路線で、延長九・五キロメートル

四、練成道場設置

皇国農村確立のため農民精神を練成する。特に青年学校の宿泊訓練を行って将来の中堅人物を養成する。建設場所は屯田魂を練成したゆかりの旧練兵場を選定した。

道場(一)日輪舎 二棟 五七・〇坪

(二)講堂 一棟 二八・五坪

(三)本部 一棟 一五・〇坪

(四)兵器舎 一棟 一五・〇坪

(五)炊事舎 一棟 一五・〇坪

五、農場 村有地 五町歩 保健婦の設置

保健婦二名設置して疾病予防・指導・母性又は乳幼児保健衛生等、日常生活上必要な指導をする。

六、標準農村指定記念造林

皇国農村確立の決定を強固にするため、各戸一年一人(延一〇〇〇人)出役。五年間で村有林に一六〇町歩の人工林と四五〇〇間(約八キロメートル)の火防線を設置する。

七、共同利用施設

農家食糧の自給部面を確保するため端野市街に設置し、利用を奨励する。

(一)製麺工場 一棟三〇坪、製麵器一台、モータその他

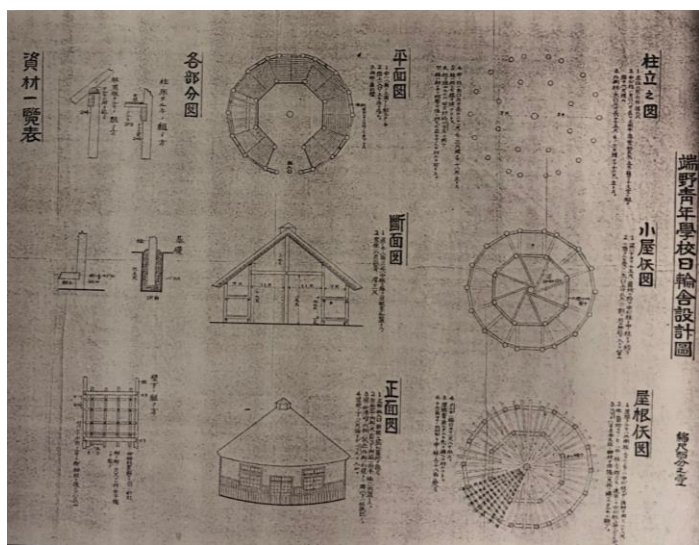
(二)麴製造所 一棟一五坪、その他

この計画は、昭和二二年(一九四七)度までの計画であり、終戦後にあっても一部の事業は継続され、戦時下における国策的な政策とはいえ、端野村の農業基盤確立に大きな役割を担ったのは事実でした。

圧政の中にあっても、したたかに、逞しく(たくま)生きぬいてきた先達の方々の叡智に頭が下がる思いです。



▲「日輪舎」～戦後は青年学校の校舎として使用された
※設計図(下図)を基に昭和18年の秋～春にかけて総て生徒の手によって建設された。



▲「日輪舎」設計図
設計者：端野青年学校 内田茂男助教授